

1. 件名：東海再処理施設の廃止措置計画に係る面談
2. 日時：令和5年5月25日（木）13時30分～15時50分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※一部出席者はTV会議にて実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
審査グループ 研究炉等審査部門
菅生主任安全審査官、上野管理官補佐、大島原子力規制専門員
検査グループ 核燃料施設等監視部門
正路管理官補佐
原子力規制企画課 火災対策室（資料1のみ出席）
齋藤室長、西野室長補佐、高橋係長、田邊係長
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 マネージャー 他1名
再処理廃止措置技術開発センター 廃止措置推進室 室長 他9名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
資料1 火災防護に係るウォークダウン結果の評価について
資料2 低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)硝酸根分解設備に係る実証プラント規模試験に向けた取組状況について
資料3 「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定の変更認可申請及び補正について」に関する核物質防護規定及び保障措置への影響について

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の大嶋でございます。
0:00:05	それでは本日の面談を始めさせていただきたいと思います。
0:00:10	本日ですけれども、規制庁からですね、火災対策室のメンバーが出席する予定ですけれども少し遅れておまして、
0:00:20	本日までご提出いただきました資料で1から3でございますけれども、まずですね、資料2の方からですね、ご説明の方をお願いしたいと思いますので、
0:00:32	J Aの方から説明の方、お願いいたします。
0:00:39	はい。原子力機構、再処理センター環境保全部、処理第二課の佐藤と申します。よろしくをお願いいたします。
0:00:47	それでは資料2につきまして説明させていただきます。通し番号かぎ括弧の数字648ページということになっております。
0:00:55	読みます。低放射性廃棄物処理技術開発、括弧L W T F、硝酸塩分解設備に係る実証プラント規模試験に向けた取り組み状況につきまして、ということの説明させていただきます。
0:01:07	はじめにですけれども、低放射性廃棄物処理技術開発施設L W T Fにおける硝酸本部会設備の実証プラント規模にし、試験に向けて、令和4年度は、
0:01:19	設置場所、設置予定場所である実規模試験室内での試験装置の配置検討や、試験に必要なユーティリティの確保に向けた検討を進めてきております。
0:01:28	令和5年度は実証プラント規模試験装置の製作設置に向けた取り組みを進めており現在の状況について報告したいと思います。
0:01:36	今後、実証プラント規模試験装置の製作設置を進めた上で令和6年度より試験を開始することで、L W T Fの液体系の運転開始時期、令和11年度に影響を与えないように対応を進めていくということを考えてございます。
0:01:51	現在の取り組み状況です。離床プラント規模試験装置の製作設置、及び、試験に用いる縮延長3本分改良の触媒作成の早期着手、早期着手に向け、現在準備を進めてございます。
0:02:04	試験装置の製作設置、触媒の製作の両案件ともに、9月中にえさ製作着手を目指しているところでございます。
0:02:13	3ポツ、実証プラント規模試験装置の基本仕様及び試験内容についてここで説明いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:20	実証プラント規模試験は、実機大で硝酸高が分解できることを検証することを目的とするため硝酸本部会を行う分解槽の容量、形状周囲の配管形状等は、
0:02:30	自主設備を模擬した構造としています。
0:02:33	本装置を用いて実証プラント規模試験を行うことにより、自主設備と同一のスケールで所定の消散本部会率を得るための操作条件、操作条件を変動させた場合の影響、また、運転時の廃液のハンドリング性、分解槽内から触媒分離した廃棄のみを抜けていること等を、
0:02:48	把握することができ、自主設備の技術的成立性を実機大で確認することができます。
0:02:54	ここで述べました試験内容の詳細につきましては、後ろにつけました、参考資料のほうをご確認ください。これ、令和4年3月10日に規制庁面談の際にご報告したものとなっております。
0:03:08	ページめくっていただきまして試験装置の製作設置に要する期間、ここでの出だし述べたいと思います。
0:03:14	実証プラント規模試験装置の製作設置については、装置製作メーカーとの調整を進め約1.5年で製作及び設置工事が完了する見込みということになってございます。
0:03:25	内訳についてはここに書いた通りです。
0:03:27	また、硝酸本部会への触媒政策についても、約1.5年で製作を完了する見込みです。で、ここ本件、製作開始後、製作メーカーにおける材料手配から製作、設置までの工程を遅延が発生しないように厳格に工程管理を努めて、
0:03:43	試験装置の製作設置、及び、硝酸高触媒の製作を予定通りやっている1.5年で完了させた上で、令和6年度内に試験着手を目指すということで十分な審議を確保したいと考えています。
0:03:57	今後の対応ですけれども、今後は、実証プラント規模試験装置の製作設置、及び詳細オオブ改良の触媒製作を進め準備が整い次第、実証プラント規模試験を開始いたします。
0:04:08	上地小プラント規模試験では、先ほど述べたような長期の試験内容について順次確認することとしており、令和7年度までに必要なデータを取得をCAPEで終了する計画です。
0:04:19	なお、万一想定外の試験結果替えられた場合には、実証プラント試験の結果とこれまでのピーカ規模及び工学規模の試験結果も踏まえて、処理条件や市事業の設計の見直し等も行うことを考慮したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:34	実証プラント規模試験で出られた結果につきましては、清浄分解設備の設置に係る廃止措置計画変更認可し、変更申請の技術的成立性を説明するたい際の根拠として整理するというとともに、
0:04:47	試験と並行して実施予定の硝酸高分解設備、及びセメント固化設備の施工設計に反映したいと思います。
0:04:54	この施工設計ですけれども、実証プラント規模試験結果に影響を与えないセメント固化設備能勢設備の設計の方を先行している、進めるということで、L W T F の液体系の運転開始時期までは 11 年度に影響を与えないように進めたいというふうに考えているところでございます。
0:05:11	もう 1 枚めくっていただいて 3 ページ目が、概略のスケジュールとなります。
0:05:17	硝酸本部会実証プラント規模試験が上段で実施したの方が液体系の実機の方が下段となっています。令和 5 年度中に準備を進め、9、9 月中には制作課一井に着手するという事で令和 6 年度の
0:05:34	第 4 四半期のところで衛星試験装置の製作完了、また触媒の製作完了ということで、第 4 四半期後、第 4 医師会頃から実証プラント試験に着手したいと思っています。
0:05:48	で、試験につきましては令和 7 年度に、
0:05:51	令和 7 年度中に終わらせて、それを硝酸本分解設備の施工設計の方に反映していくということで考えているというところでございます。
0:06:02	それ以降の資料につきましては前回、前、前回までの規制庁面談等でお示したものととなりますので説明は割愛させていただきます。概要と諏訪井戸です。
0:06:16	原子炉規制庁の大嶋でございます。ご説明の方ありがとうございました。規制庁の方から、ただいまの説明に対しまして、コメント、ご意見等ありましたらお願いいたします。
0:06:40	規制庁植野ですはじめにのところで、書かれている
0:06:48	令和 5 年度、
0:06:52	ここ今度本来っていうかその健康前の計画であれば、
0:06:58	今年度から試験を開始するということも示されてたと思うんですが、
0:07:06	はい。
0:07:07	衛藤。前回のその会合でもあった、少し説明はあったんですけど、
0:07:14	令和 6 年度から、
0:07:18	に変更して、したんですっていうところは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:22	その理由、理由も含めて、説明が必要かなと思ってるんですけど、いかがですかね。
0:07:35	原子力機構佐藤です。そうですね前回
0:07:41	面等そうです。何だ、
0:07:44	効果会合の際に答礼は、
0:07:47	4年度から6年度に遅れてしまった理由ですけれども、安全対策等の取り組みに優先したために、至らなかったというところをご説明したかと思うんですけど、
0:07:59	それを入れておいた方がよろしいと、そういうことですかね。
0:08:05	実績はですねその何だろう。
0:08:10	安全対策を優先したからってところがちょっとよく、
0:08:15	見えてこないの、
0:08:27	何か、もともとの計画のあったものを取り止めことにしたってことなんですかね。
0:08:39	もともとイシプラント規模試験はやるというふうな計画はしていて、
0:08:46	取り止めたというよりも、ゆ他のことが優先されたためにちょっと後ろに送られてしまったけれども取り止めていませんよということで今回も取り上げていないのでしっかりやりますっていうふうに書いている坪です。
0:09:04	ごめんなさい、今年今年度やるのを取り止めたってことなんですけど。
0:09:10	当園、その理由ってというのは、安全か安全対策についてはもう基本、今年度までに終わるっていう計画ってというのは、
0:09:23	もともとある計画だったので、
0:09:26	安全対策を優先したってのはちょっと理由2度どういうふうなことで理由になってるのかっていうところあ、はい。
0:09:33	あまり見えてこないんですけど。
0:09:53	は、
0:10:02	原子力機構ナカノです。衛藤。
0:10:07	ちょっとその辺の理由は、もう少し順序立てというか整理してちょっと再度説明させていただければと思います。安全対策ですとか等、
0:10:21	ガラス関係3号炉の前倒し等含めていろいろプロジェクト走らせてく中での

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:27	優先順位系整理の中で、こういった順になってくっているというのが実態ですが、ちょっとおっしゃるようになりにくいような説明になっているかと思しますのでどこそこはもう少しわかりやすいように整理。
0:10:41	改めてさせていただければと思います。以上です。
0:10:47	はい。
0:10:49	また改めて
0:10:54	整理ってということなんですけど、
0:11:00	さ、昨年度も自主削減、また、今年度からか試験を開始するというところで進めていたってところが、去年何をやったのかっていうのをちょっと、
0:11:15	見えないし、何を、
0:11:18	何かす。
0:11:20	L W T F 側で、
0:11:23	何か理由があるのかってところがあるんであればそこも説明して欲しいし、
0:11:29	今聞いているのはその安全対策を優先したってというのは聞いているんですけど。
0:11:39	ももとのP Fの計画が見込みが少し、
0:11:43	ちょっと見込んでた計画がうまく進まなかったところがあるのかなのかっていうのもちょっとわからないので、
0:11:59	すいません、令和4年度に何をやってたかっていうところなんですけど、一応はじめにののところには、若干書いていたつもりで設置場所、
0:12:10	B O T 場所であるエリアの試験装置の配置検討とかあと資金に必要な有利P Tの確保と、何をやってたんや何もやっていないという状況ではなかったのでそれについてはもうちょっと丁寧に書いていこうかなというふうに思います。
0:12:27	阿曾それが令和5年度からもう試験を開始するって計画だったと認識してるんですけど、それはまだ始められてないってところと繋がる繋がるのであれば繋がるように説明して欲しいんですけど。
0:12:50	はい、わかりました。
0:13:25	規制庁の須磨ですがええと他に、
0:13:29	規制庁の方からコメント等ございませんでしょうか。
0:13:42	規制庁の大嶋です。江藤間野。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:46	5ポツの今後の対応にも記載はしていただいているんですけども、少し試験の方が遅れる見込みだということですが、
0:13:56	最終的に運転開始時期には影響与えないという古藤書かれておるんですけども、
0:14:07	これは特に今回のその計画が何か金クリティカルパス的なものではなく、
0:14:15	ないのかというところか、あとはその講座に予定していた計画を早める等々で対応していくということなのか、ちょっとこの影響を与えないように、
0:14:27	どう対応するのかっていうところもあわせて教えていただきたいなと思っておるんですがいかがでしょうか。
0:14:37	はい、えーとですね、資料の、i P a d 650 ページの内容をちょっとご確認ください。
0:14:45	原子力の佐藤ですすみません、資料の 650 ページの内容をご確認ください。
0:14:52	次期の方の設計なんですけれども、
0:14:56	硝酸本部会設備及びセメント固化設備の設置というふうに書いております。で、当省参考分解設備と直接あまり関係しないようなセメント固化設備の方につきましては、
0:15:09	そっちを先行して設計等を進めて、硝酸分解設備については自社プラント規模試験の結果を反映してですね、設計をする
0:15:20	後追いで設計を始めて、最終的には現地工事までの期間は当初予定通りに進めていきたいというふうに考えているのが現状です。
0:15:31	これではありますね。
0:15:36	規制庁の大嶋です。わかりました。
0:15:44	実小プラントの比布の希望するプラント規模試験ですかね、についての結果が最終的に今関に反映されるることになりますが、
0:16:02	そのもともとの計画自体に余裕が、
0:16:07	読み込んだ計画だったので、と、しかし遅れても、影響がないという説明でよろしいのでしょうか。
0:16:18	それとも原子力
0:16:25	原子力機構佐藤です。
0:16:27	そうですね余裕方というより中の作業の順番を入れ替えて、
0:16:35	余裕を作ったというか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:37	収まるように順番を変えて対応をしているということで議。
0:16:44	では11年の運転開始に向けては、一応収めるように今のフォローをしているというところでございます。
0:16:52	規制庁の嶋です。
0:16:54	ありがとうございます。ここ、工程を少し入れ替えられるということでそれで
0:17:02	21年度に間に合うように対応されるということでは理解をいたしましてありがとうございます。
0:17:14	とその他規制庁の方から何かございませんでしょうか。
0:17:28	よろしいですかね。
0:17:40	はい。
0:17:40	そうしましたら、ですね。
0:17:48	続いて、資料3のご説明をお願いしてもよろしいでしょうか。
0:18:07	御説明は、うん、それは2、
0:18:13	はい。はい。はい。
0:18:15	すいません。規制庁の大嶋です。資料3の説明については、
0:18:22	資料をご提示いただいてこちらで内容は確認させていただきますので、すいません特段の説明は不要でございます。
0:18:32	ごめんなさい資料あとね、ごめんなさい、資料3牛尾さんでこれ特段非公開の情報ではないっていうことの弁護団のお客が確認ですけど、
0:18:43	はい、ありがとうございます。
0:18:45	はい、原子力法、品質保証課石山と申します。非公開の情報はございません。すいません。
0:18:56	規制庁の大嶋でございます。そうしましたら続いて資料1の内容に移りたいと思いますけれども、2で、資料にもちょっと戻ってもらう。はい。
0:19:08	で、
0:19:12	2、4ポツのところすみません規制庁植野です。
0:19:21	先ほども
0:19:23	遅れないようにっていうところはあったんですけど、
0:19:26	そ、そこはもう確定の工程だっていうことでいいんですかね
0:19:32	予算的とかそういったその、また何か、今年度に安全、安全対策っていうのは終わるっていうことなので、
0:19:42	特段の対応の追加でないというふうに印象条件だと思うんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:51	予算的にも人的にも、L W T F に、
0:19:55	対応できるような体制だっということなんですかね。
0:20:03	はい。この工程では4ポツに書いてある工程で対応できるというふうに考えています。原子力機構の佐藤です。この工程で対応できるというふうに考えています。
0:20:17	はいわかりました。
0:20:23	そうですか。はい。はい。町長の大嶋です。
0:20:27	そうしましたら続いて資料一位に移りたいと思いますけれども、火災対策11室の方をですねちょっと呼び込みさせていただく都合で少しをお待ちいただければと存じます。
0:20:44	肺現象表ですが承知しました。
0:26:43	規制庁の嶋でございます。どうぞ、大変お待たせいたしました。それでは葛西するメンバーもそろいましたので、本日の資料1、火災の僕団結果につきまして、機構の方からご説明の方をお願いしたいと存じます。
0:26:59	はい。出向のナカバヤシそれでは資料1-1。はい。
0:27:13	お願いします。はい。資料1の方、こちら火災防護に係る普段結果の評価について、
0:27:23	いうものでございますまずはじめにのところで東海再処理施設廃止措置移行してから安全対策等の経緯、ざっとを説明させていただきます。
0:27:35	まず東海再処理施設は廃止措置段階と移行いたしました、まだ
0:27:42	最初に運転していた時に食べていた廃液が残ってございまして、その廃液に関わるリスクというのがその廃液を処理する特定の施設を中心に集中している状況でございます。
0:27:55	特に高放射性廃液を貯蔵しております。或いはこれからガラス固化で安定化を図っていくこととなります高放射性廃液貯蔵場、
0:28:05	そういう施設を何とか技術開発施設、ガラス固化技術開発をT V F と交渉してございます。そちらの方に、高放射性廃液キーがございましてリスクが集中している状態でございます。そのため両施設につきましては新規制基準を踏まえた安全対策を最優先で講じることといたします。
0:28:25	で、これまでに高放射性廃液の蒸発乾固を防止するために、重要な安全機能といたしまして放射性廃液に関わる閉じ込め機能ですとか、
0:28:35	崩壊熱10機能を維持するための対策を進めている。はい。そういったところでここで注釈でこういう新地と記載してございますが、はい。いわゆる設計基準等々に相当するものといたしましてはそちらの廃止措置

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ですので特別な名称をつけまして廃止措置計画用設計地震動ですとか廃止措置計画用地。
0:28:55	設計津波といったもので外部事象の設計条件、
0:29:01	平成30年、2、申請して令和2、認可いただいています。これに基づきまして、栗林がご説明いたしましたHowTVFと、リスクが集中するところにつきましてはこれに対して、
0:29:14	外部事象対策、あわせて内部火災対策と内部溢水対策、
0:29:19	あとは事故対象ですね、そちらについて令和2年から令和3年の12月にかけて順次申請し、認可をいただきまして現在その安全対策工事を進めているという段階でございます。
0:29:33	一方で、放射性廃液扱わないはずはTVF以外で低放射性廃液ですとか低放射線の固体廃棄物と、
0:29:45	そういうものを扱っていたり今かつては再処理、運転を中心として、リスクの高い作業をしていましたが廃止措置段階に至っても、使わなくなった温泉を停止した生成工場。
0:29:58	その他の施設というものを総称して我々その他の施設という言い方をしております、こちらにつきましては取り扱う放射性物質の量が少量崩壊熱の微小であることから、高放射性廃液を扱う場合に必要になるの重要な安全、
0:30:15	見たものは不要な状態でございます。
0:30:18	そういった状況であるため、これまでの安全対策の中では、これはその他の施設について既往の
0:30:25	運転時にいただいた許認可に関わる維持管理を継続するとともに、
0:30:31	先ほど申し上げました地震のための外部事象につきましては、すべてのリスクのじた対策といたしまして、そういった外部事象が地震津波が来ても有意に放射性物質を
0:30:42	建屋場合に入出させない放出させないということを基本とした対策を講じ、対策と評価を行ってございました。
0:30:51	こちらが有意に放出させないというのをまず、具体的にどういうことかといいますとこちら米印さんの方で注釈を記載してございますが、
0:31:03	要はその地震津波に関わるその他施設の安全対策の評価を行った際に浸水の中で、その他施設にこういったものを、
0:31:15	放射性廃棄物、IIが保管されているかというものを島津を示しました。あとで説明いたします表示というものは、こちらの中で施設ごとにこういった形態のものがどれぐらい残っているかと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:29	こう言うことを、を記載した上でこれら、残している塗装や、
0:31:35	貯蔵容器国井が地震津波と外部事象があっても漏えいさせない。
0:31:40	或いは放射性物質を含む溶液であればそれらを保持してる貯槽から漏えいしたとしてもセルやと、建屋内に保持して建屋外に流出しないようにする、或いは固体状の放射性物質である馬場容器ごと例えば津波で触れて、
0:31:55	建屋外に行ってしまうようなことを防止すると、そういった観点で有意に放射性物質の建屋外に流出させないというのを安全目標として対策を行っているといったところでございます。
0:32:11	次通しの3ページに行きまして、
0:32:15	一番上、認知症で今回、
0:32:18	閉行っている火災防護対策については、
0:32:22	コストをまずプラントの負担を実施いたしまして施設の現状、既設の防消火設備の状況を確認いたしまして、火災防護審査基準等を参考にしつつ、先ほどの外部事象と同じようにその他の施設のリスクに応じた対策として、
0:32:37	設備と体対策として妥当なものかといったところを判断した上で、これらはもう性能維持施設に位置付けて、今後必要な期間をする機能を維持する。
0:32:49	そういったことを考えてございます。
0:32:54	そのもともとの火災防護5に関わる既設の設備というのが廃止措置になった時には廃止措置段階、いわゆる性能維持施設と、
0:33:03	そういうものに選定されなかった、されていなかったと、これからこれをしていこうという経緯が2ポツの方に記載してございます。これ廃止措置計画におきましては発電炉を含めて性能施設というものを定めましてこれらを必要な期間をきちんと維持していくと、いうことをコミットする必要がございます。
0:33:22	我々の方で初回の廃止措置計画認可申請書を出したのが平成30年、アメリカは平成30年におきましては、そのときはまだ再処理施設を停止したといいますが先ほど申し上げました高放射性廃液と違って放射性廃液、
0:33:39	あとは分離精製工場も運転を停止したものの少量の回収可能核燃料物質をまだ工程内に散らばっていた状態だったと、そういったところからそういった
0:33:52	過去分離精製工場におけるSOAの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:56	回収可能核燃料物質を今後回収していかないといけないと。はい。言った状態でございましたのでとりあえず、当面は最初に運転時に施設定期自主検査対象としてきました設備と、
0:34:08	また 311 の後の緊急安全対策として様々な対策を行っていた設備、それらを当面、引き続き維持していくという、いうことでこれらを性能維持施設として思っています。その際
0:34:24	消火設備等につきましてはもともとの消防法等に基づいて検査が義務づけられた設備でしたので、いわゆる原子炉等規制法に基づく施設定期自主検査対象外としてそちらの消防法に基づいて検査をしていたと。
0:34:39	いう観点から先ほどの考え方として、施設定期自主検査対象性を移設するという枠組みの中では入っていなかったと言ったところでございます。
0:34:49	一方で
0:34:51	実用炉の方を廃止措置計画によっては既設の防消火設備についても
0:34:57	審査ガイドの審査基準、審査基準の方で名指しで性能維持施設の中を含めるような考え方をされています。一方で
0:35:08	構内の他の廃止施設、主に試験研究ですが、こちらについて制度維持施設名は 3 年ですかね、性能維持施設の中へ消火設備等入ったり入ってなかったりとか、そういった問題がありましたのでそちらの統一的に性能維持施設として位置づけると。
0:35:25	いうことを方針として機構として出してございますので、そういった流れも含めて性能維持施設として再処理施設の性能維持施設として、
0:35:35	こういった既設の消火設備についてもそういうふうにして少し
0:35:39	位置づける方向で検討を現在進めているというところでございます。
0:35:45	その一方で
0:35:48	これまでの認可の中で障防法とは別に、炉規法のもとで、特別な理由で設置が必要だと言われた設備についてはもともと消防法の点検対象外で代わりに定期自主検査をやったということから、それら製造施設に入って、
0:36:05	また先ほど申し上げました伴 T V F で現在やってる安全対策、そちらで新たに追加したのを、消防設備等につきましては清野氏、時節に常に追加しているというような状況でございます。
0:36:20	続きまして 4 ページです。
0:36:25	3 ポツということでその他の施設の状況と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:29	3番施設の火災防護に対する対象者の考え方ということでまず3.11の10、
0:36:35	施設というものです。この表1、図1ということで13ページと15ページをご覧になっていただきますと10年で13ページ。
0:36:47	施設の一覧を、もともとの再処理施設施設としてこういった機能を持った施設ですというものとあとはもう廃止措置における状況というものをまとめた表になってございます。
0:37:03	15ページの方は平面図として配置、こういった配置に引率の施設がなっているか。
0:37:10	久郷でございます、もう13ページいきますと一番上二つはTVFは向こう放射性廃液を扱う施設として、
0:37:18	特に重要な施設でございます。一方その下の欄にあるセイコー用施設と、我々称してございます分離精製工場ウラン脱硝施設プルトニウム転換技術開発してます、実後クリプトン回収技術開発施設というのがございます。
0:37:35	このうち分離精製工場ウランだっ小施設転換技術開発施設のいわゆる再処理施設の主工程とか、主要な設備、
0:37:45	運転していた時は中心になっていた設備でございますが、すでに
0:37:50	再処理運転を終了いたしまして、
0:37:53	最初に運転時でリスクのあるような運転とか、物質を使うといったことはもう母材部過ぎない状態でございます。こちらは今工程内に処理を残っております回収可能核燃料物質の取り出し我々の方で工程線量というふうに称してございますがこれを、
0:38:10	今年度中に終了する予定で進めてございましてこれが終わった後本格的に解体に向けて、
0:38:17	除染や設備の
0:38:20	除去と、送ったところに住んでるところでございます。
0:38:24	クリプトン回収した施設というのものも、こちらも
0:38:30	処理をし、
0:38:33	せん断溶解をやった時に使用済み燃料の中に含まれている放射性クリプトンというのは、ガス状で気体中に紛れて飛んでいくと、そういうことでそれらを回収することができるかどうかと、そういったところでそういった技術の開発を行う施設でございまして試験を兼ねて回収していたクリプトンガス。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:53	いうものが、まだ抱えてあったんですけども昨年、家までにそういったものを徐々に管理しながら放出していくという作業を終えまして、現在その放射性クリプトバスは施設の中になという状況でございます。
0:39:08	一方で先行用施設以外のその下の施設ですね、ウラン貯蔵施設ですとか、第2貯蔵施設排出防止、こういった貯蔵施設を現在の廃液を貯蔵してございますし、今後も
0:39:23	廃止措置、実を進める上で除染等では発生する廃液を適切に保存する。貯蔵する必要がある施設でございます。
0:39:32	14 ページ、A-1 廃棄物処理所、これはそういった排気を除染して希釈して海に放出できるような形にしたものを海に放出する一方でそこから、
0:39:45	で分離した放射性物質はもう、
0:39:49	廃棄物にできるように堪えに安定化していくといった設備があります。あとはその固体で可燃性の廃棄物は焼却処理、イシダ 1、
0:40:02	同じように処分できるような形にしていくといったものがあります。
0:40:07	最後に一般職というのはこちらの放射性物質を扱う、いわゆる管理区域を持たない施設で、
0:40:13	UDですとか電気、そういったものを供給している施設といったものでございます。東海再処理施設がこういった多様な施設がまだ現存している。
0:40:23	ということで、これからも廃止措置我々の方で 70 年という計画を引いてございますが各施設によってはかなり長期にわたって、まだ維持していかないといけないと、こういう状況でございます。
0:40:38	そういった内容を文中に示したのが 4 ページでございます。
0:40:52	それで、4 ページの最後の段落でございますが、放射性物質を扱うその他の施設 25 施設でございますが、
0:41:04	先ほど申しました先行 4 施設を除く 21 施設につきましては先ほど申し上げました今、最初に運転で回収したウラン製品ですとか、発生したこと廃棄物液体入ってます貯槽、
0:41:17	あとはその処理を行っていくと、いうことですがこれらの廃液が使っている廃棄というのは先ほどは T V F で扱う放射性廃液に比べて、十分低い放射性濃度はいいや、
0:41:29	特別な安全法上の工学的な設備がなくても、応需蒸発乾固或いは水素爆発といった重大な事故の恐れはないという状態でございます。
0:41:42	こちらのお前ビデオ、エビデンスといえますか数値的な

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:45	方を例としてここ米印元注釈してございますが、その他の施設で保管している低放射性廃液の放射性濃度というのはその放射性廃液貯蔵場で貯蔵している放射性廃液の10万分の1程度の濃度しかない。
0:42:01	あと、次のページにございますが、
0:42:04	同じように崩壊熱は放射性廃液キログラムパー立米ですとそれにも十分、10万分の1程度で、それぞれ自然空冷によっても除熱できています。
0:42:17	放射線部香取先生につきましては高放射性廃液を貯蔵している場所におきましても現状で、評価上、爆発限界と言われてる4%に至るまで2年を要するというので、これこれも発生の10万分の1程度と考えればほぼ考慮する必要はない。
0:42:36	こういった非常にリスク的には放射性廃液に比べて十分低いようなものを扱っていくといったところで4ページの最後の部分に戻りますけれども下がって、
0:42:48	へえ、これらのその他の施設に対して安全は、
0:42:52	といたしましては、安全対策といたしましてその廃液を貯蔵保管している放射性物質に対する閉じ込め機能ですね、これが重要です。
0:43:02	ということで考えているところです。
0:43:09	5ページの方に行きまして、注積分を外しまして、
0:43:14	オオブの方以上に示したと。
0:43:16	こういったところでございます。そういったセンター施設の現在の状況に基づきますと火災防護対策に対する設備としましてはすでに評価し、
0:43:28	海野地震津波等の外部事象に対する場合と同じく、リスクに応じた対策として、火災が生じたとしても有意に放射性物質の建屋外に流出を防止させないためと、
0:43:40	いったところが第1に重要であろうとして我々の奥田でこれを第1の観点として
0:43:45	ターゲットとして定めてございます。一方で第2の点といたしまして、先ほど申し上げましたようにこれらの施設のうち一部は廃止措置、70年という長期間にわたって、
0:43:58	継続するというので、特にいろいろな廃棄物処理安定化を進めながら、運転を終えた施設についても、解体作業ですとか除染作業というのを回っていくと。
0:44:11	いったところで施設中での人の活動というのは今後活発に続けられるという観点から、作業自社の作業環境における消火設備、本田井関の一部

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	が重要であろうと考えましてこれを第2の観点等を設定してプラントワークダウンでこの第2の関係についても確認していこうと。
0:44:28	ということで異常寄居プラントワークダウンを全体の観点としてはダイイチの鑑定で、
0:44:35	放射性物質の有意な放出を防止するという観点を目的と一つの代表観点を加えて、幅広に現場の状況を確認していると、確認したといったところでございます。
0:44:48	算定にしてその他の施設の火災防護対策に対する担当普段の対象施設と、
0:44:54	ということで、
0:44:55	ではどう施設を対象に説明するかといったところを記載してございます。
0:45:02	まず岡城が箇条書きといたしますか、それぞれグループに分けて記載してございますが、まず最初に運転を停止したことに伴い野積精製工場ウラン発症して作る通り、
0:45:13	転換技術開発施設の運転時と比べて大幅にリスクが低減されている。
0:45:20	北陸東海州立開発施設につきましてもクリプトンガス貯蔵していたクリプトンガスの管理放出を終了いたしましたして、これらの放射性ガスの他に伴うリスクが低減された状態です。
0:45:31	さらに現在進めている法廷洗浄におきまして、工程内に残存していた回収可能核燃料物質の取り出しが進められていると、いうことからこれによりさらにリスクの低減が望まれるものの、
0:45:44	まだ使用済み燃料の保管一部、工程において廃液廃棄物を保管していることに考えまして、これがいわゆる先行4施設というもののプラントのPRAの対象として誕生されます。
0:45:57	二つ目の一つでございます。製品として回収いたしましたウラン貯蔵施設3施設ほどでございます。あとは固体廃棄物の貯蔵施設ですとか、低放射性的の廃液海洋バイオチューズウ施設といった
0:46:12	これらのちょちょ保管を行うような施設、これらもかなりにわたって、
0:46:18	そこを継続するということからプラントごとの対象としてございます。
0:46:24	6ページ、次に、その廃液貯蔵してる廃液廃溶媒、
0:46:30	可燃性固体廃棄物を処理して処分可能なものにしていくための施設というものにつきましても今後さらに検討除染費ですとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:42	解体等で当然廃棄物出てきますので、これらの処理を含めて廃止措置において音程の継続が必要な施設ですので、プラント6段の対象としてございます。また処理ではございませんが、
0:46:56	分析所というものを、こういった処理、プラントの運転に不可欠な設備といったところでございますし、計量管理ですとか、そういったところも重要ですのでプロジェクトの対象としていただきます。
0:47:11	最後の方のポツですが、これ以外に一般施設として、放射性物質は使わないものの、各施設に電源や各種言うて良くしている施設でございます。
0:47:23	ただ、これらの供給機能が万一火災によって失われたとして、例えば電源が供給できない冷却水がパート代理といったことになったとしても現在と、行っている安全対策を講じた安全対策につきまして、
0:47:39	h o w T V F の放射性廃液が沸騰するまで、十分な時間余裕があって、かつ可搬型の事故対処設備により事故発生を防止できるとしてございます。
0:47:51	それ以外のその他施設につきましても、有意な放射性物質の流出の防止と、
0:47:57	いった観点では速やか等作動が求められるような動的んですね。
0:48:01	いわゆる動力元として安全上必要なものというのはございませんが、従いましてこれらの一般施設につきましてはプラント負担対象外としてございますが、
0:48:13	こちらにつきましても障防法で梅本ずっと火災防護対策の現状を調べて維持されていると。
0:48:20	いったところでございます。そういった観点からまとめますと、
0:48:25	今回のプラントロックダウンにはその他の施設のうち放射性物質を扱う25施設を対象にしてございます。
0:48:33	つくば市3.3Kのプラントウォークダウンパーク。
0:48:38	まずこの対象施設にどういった放射性物質が存在しているかというのを16ページの表に、
0:48:45	示してございます。
0:48:48	こちらもすでに、令和2年6月に申請した廃止措置計画変更認可申請書に示したものを、でございまして、
0:48:57	現状こういった物質が各施設に存在しているというのをリスト上で示したものです。頭で斜線引をしている部分、こちらは先ほど申し上げまし

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	たバイク回収さんの核燃料物質を取り出す、現在行っております工程洗浄、
0:49:17	それによって、この例えば古い精製工場から除去されると。
0:49:23	ということで、こちらにつきましては高放射性廃液貯蔵場の方に送られることになりまして、斜線部分はなくなるといったものでございます。
0:49:38	かなり多様なものがいろいろな場所にある、散在してございますし、我々としてはこれらの方、
0:49:48	この表に載ってあることを整理し、
0:49:51	保管しているは、施設を建家場合にホシさせない。
0:49:55	第1の観点として
0:49:59	考えてございますことから、もうこの放射性物質も静的な土地込みを伴う、になってございます。貯槽とか容器、こういったものがまた山より影響を受けない、つまり火災によって静的な閉じ込めの機能を喪失しないことが重要である。
0:50:16	考えてございます。ただし、その放射性物質、放射性廃液そのものが、可燃性物質であるというものもございませぬ。
0:50:26	後程説明しますと、後程説明いたします溶媒のようなものがございませぬ。
0:50:33	今の貯槽や容器が健全であっても内部の放射性物質自身が火災を起こしてしまうと、有意な、放射性物質の方針に繋がりますので、こういったものにつきましては加算至らないようにすることが重要でしょうか。
0:50:47	一方で動的な閉じ込め機能ということで、こういった機器や建屋の中には換気設備が設けられてございますいわゆる負圧を維持しているという動的機能でございますが、こちらの例えば排風機ですとか送風機、或いはそれが、
0:51:04	動作に必要な電源ケーブルとかBankする、そういったものが火災を受けて機能ししたとしたとしてもそのことだけでホッと貯層及び容器内の放射性物質が放射。建屋外へ流出される要因とはならない。
0:51:19	ございますのでそういったことが第1の観点では、まずその防護対象として一部完成する放射性物質静的な閉じ込めを担う、貯蔵用。
0:51:31	こちらの方も確認しようということでございます。
0:51:36	戸田のページーをして、次の第2の観点、こちらは長期にわたって室内で各種の人的活動を継続する上で、作業環境の丘細胞、そういった状態を確認すると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:51	そういう観点で見ますと、対象施設内の管理区域において保管されているしか回避ということだよ、これはいわゆる先ほどの第1の観点で確認する貯蔵施設に運び出す前に現場で一時的に、
0:52:03	そこに置いているものでございまして、例えば現場の作業で、発生いたしましたウェスですとか紙、そういったものの可燃物を含んでいる。
0:52:13	そういった仕掛け品がかなり多数の場所に保管されていたりします。あとは同じように保守作業で使用する潤滑油や塗料等、こちらの少量未満危険です。
0:52:23	でございますがもう期限でぜひ存在する。
0:52:26	あと一部のプロセス等で使う指定可燃物、そういったものもあります。こういったものが火災の要因としては、リスクがあるだろうということでこれらの管理状況を確認することにしてございます。
0:52:42	4ポツ、そのプラントウォークダウンの結果でございます。プラントウォークダウンした第1の観点と第13点分けて記載してございます。
0:52:55	第1の観点につきましては放射性物質を貯蔵保管している設備の周囲の状況を、その火災防護設備を確認してございます。前の観点に対しましては、
0:53:07	管理区域で保管されているしか管理費2少量未満金増していかないやつの管理状況、設置状況とか全員、周囲の状況、磯野笠井も、
0:53:18	確認してございます。
0:53:20	結果といたしまして、25施設のうち、400ヶ所ほど調査を行ってございます。
0:53:28	それぞれ以下に示すような分類に従って整理して火災防護対策の妥当性を確認してございます。プラントPRAの結果のエビデンスとして400ヶ所の調査場所ごとに1件1の、
0:53:41	調査状況市というものを作ってございます。こちらはページ数、かなり整理数あります400ページ。
0:53:50	でございます、5、通しの54ページから添付してございますが、こういったもので整理して、
0:53:59	結果を分析、まとめてございます。ここでこれは一つ一つを見ながら、確認するというのも大変でございますのでそれらも基づいてまず整理表ということで、
0:54:11	火災防護の観点からの予定を一覧表にしてございます。こちらの表3-5から、
0:54:17	通しては25ページから40ページにしてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:22	一行一行はそれぞれの調査箇所を 2、相当するといったものでございまして、基本的には左側表の左側に対象の場所等の情報、対象物の情報を示しまして右側に三つの類型ごとの特徴に応じて、
0:54:41	火災防止の観点から確認した状況というのをまとめてございます。
0:54:50	その類型ごとの解約の結果を説明させていただきます。説明させていただきます。まず、(1) -1、これは第 1 の観点に基づくセル内の防護設備のプラント札の結果と、
0:55:04	ということで、ここで載せるという要望が出てございますが、これは再処理施設では放射性物質を扱う、使用施設等に特徴的な、
0:55:16	構造のもので、悲壮特徴ずにとということで 41 ページに示してございます。
0:55:27	ポンチ絵を示したものでございます。
0:55:33	上段部分に言葉で火災防護観点から、能登部長というものを示してございまして、下半分にポンチ絵で、
0:55:43	概略の構造となったものを示してございます。まず特徴の左上、
0:55:49	一番上の行、に書いてございますセル制度とは何かといいますと、高い放射線量の放射性物質を扱うために、放射線の遮へいと、放射性物質の閉じ込めの観点から特別なポーズを持たせた部屋、
0:56:03	こととございまして、鉄筋コンクリート造建屋の内部に設置してございます。
0:56:09	特徴の左上からいきますと取り扱う放射性物質からの放射線を遮へいする必要があると。
0:56:16	いったことからこのフェアには十分な鉄筋コンクリート製の壁現状で囲われてございますこれが薄くても 30 センチ程度ありまして厚いところでは、
0:56:28	8 メーター60 センチを超えると、というような場所でございます。これは内部にどれぐらいの放射性線量のものがあるかで設計決まっております強い放射線を持つものほど、
0:56:40	分厚いコンクリートで囲まれているということでございます。
0:56:44	A セルの内壁自身が内部では万が一廃液等が漏れた場合に国立締め込みを防止するために、エポキシ等々の塗装仕上げてはしている場所がございます。さらに
0:56:58	漏れいしたとしても回収できるように、この床自体にステンレスのライニング
0:57:04	をしている部分もでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:07	ここでそういったリスクのないところ或いはこの廃液の放射線量が比較的低いところはまだコンクリート打ちっ放しといったところもございません。
0:57:16	溶液を扱うするポイントは、先ほど申し上げましたように溶液が0が1漏えいした場合を想定して、それを収益して回収するためのドリフトレイのステンレス校正の取り組み、あと漏えいが起きたことを検知をする装置、あとはその回収設備という、そういったものをその間にございます。
0:57:35	その下の特徴ですが、
0:57:37	放射性物質の閉じ込めと摩耗線拡大の防止の観点から、貯層とそのセルのない方、
0:57:46	常時換気されてございます。0。
0:57:50	その短期の程度もう負圧のを、
0:57:53	この線の高いところから低いところの中に、
0:57:57	Aをせん負圧に保つということで、圧力が、建屋セル貯層の中に、低くなるように管理しているという、そういったものでございます。
0:58:10	下の図にありますように、
0:58:12	セル内に休憩して例えばセルラーに廃棄するところで、フィルターが排風機の前にフィルターがあって排風機からの他、
0:58:21	廃棄等を通じて屋外廃棄している一方で貯層の換気は別ラインとして設けられてございまして同じようにフィルターがあっても排風機がある。
0:58:30	どうぞになってございます。次に特徴の右上でございまして、こういった放射線が非常に厳しい部屋ですので、もともとの設計といたしまして施設供用期間中は何十年、
0:58:43	今、大体40年というような設計期間を50年とかありますけれども、その間人が入れないという前提で設計してございますので、内部に人手で保守が貸家交付も必要な機械を、基本的には設置しないと。
0:58:58	いう設計になってございます。
0:59:00	例えばこの図の例でいきますと中に、貯槽買ってその中に溶液を放射性物質を含む水溶液を入れていると。当然溶液ですので運び出す、
0:59:12	ポンプで送り出したりするんですがその際には基本的には電動ポンプを使わずに、エアリフトとかスチームジェットあとは重力移送ですね財布といったような扱的な電氣的な駆動粒を持たないものを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:25	使うということをしてございます。計装につきましても電子電気の計装機器を使わず、圧縮空気をこの図で吹き込んでいるラインがございましてポインターの縮げ。
0:59:37	吹き込み等で圧力や差圧をはかって鉄筋や密度を測ったりしているといったものでございます。ただ温度測定そのものには熱電対というものを使わざるをえないので、熱電対信号ケーブル、
0:59:50	そういったものがセル内に追われてございましてこれらも汚染防止とそのメンテナンスの観点からステンレス製のシース管に密封してありまして、セル内ではもう露出されないと、そういった構造になってございまして。
1:00:05	プラントの運転操作に使うバルブ類も基本的にはセル側に配置してそうすると。
1:00:11	いうものがございまして構造上どうしてもセル内に配置する必要がある場合も、
1:00:16	このハーフセルの外から遠隔だったり或いは車クラブ等を通じて交換できるようにございまして、そういった場合は特別な
1:00:28	処置をしているといったこととございまして。
1:00:31	当然人が入ることがないという前提ですので照明器具等は設置していません。
1:00:37	最後右下の特徴といたしまして高い放射線環境下で長期間にわたって使うということ。あと
1:00:44	腐食性の溶液、最初再処理では硝酸水溶液を使うことから、貯層配管、そういったものを基本的にはすでにディスクをする場合のものにつかまして
1:00:56	スタブによって補修したりすることができませんのでS T S高サポート類につきましても、基本的な視点でスポーツ課、
1:01:03	そういった特徴載せる法の中に放射性物質を保管しているところがほとんどであったところです。
1:01:15	ほぼ17ページで動きましたこのようなセルの特徴上、要はセルの中に可燃物がないということにははかりほとんどない。
1:01:28	はい。原則的にはないんです。人を入っ対応したいということから、火災発生の可能性はなく、臨場の火災感知設備や消火器を設置してございませぬ。
1:01:39	一方で処理のプロセス上こういったセルの中で使うというのも一部ございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:47	こちらの特徴を図3ということで42ページ、
1:01:52	こちらの方込みというふうに説明してくださいね。
1:02:00	こちらの方は先ほどの水溶液を扱わせる比べて違うところでまずあのタンクの中に入っていた放射性認識を含む溶媒ということで、再処理ではもう、
1:02:11	注水営業両海域からウランやプルトニウムを分離回収するということからこの集約抽出試薬としてTBPトリブチルは、堀井さんと井口灯油有機溶媒よ。
1:02:24	ノルマルドデカンで希釈して用いてございます。
1:02:28	左上の方の特徴にありますようにTBPの引火点は146号、ドデカンの方は74度ですので、低い側に合わせて基本的にプロセスの度あるプロセスを運転するときの設計状況というのは60度以下に制限してございます。
1:02:44	同じように開そういった溶媒輸送には電気機器を極力使用しないものの、どうしても攪拌とか、
1:02:53	そういった操作の際に、電動機にポンプを使う場合、もう一部ございます。そういったところは防爆構造を採用していくということ。
1:03:03	先ほど館はもうやはりそういった防火対策、火災の発生防止対策をとったとしても万が一加瀬浅井が発生することを想定いたしました対策としてまず検知できるように、
1:03:18	先ほど申し合わせの貯層或いはセルから出てくる換気系のところに温度計を設置いたしまして、この温度計によって常時2、
1:03:27	コーセルから出てくる空気保護運動語ってございます。
1:03:33	特に貯層に対しましては小堀図上右下の方に赤い字で書いてございます温度記録上限緊急操作装置ということで
1:03:43	本ペーパーにいつも熱電対でございます。こちらの方は、いわゆる設定温度に達しますと、基本的に火災であると判断いたしまして、第何書いてあります炭酸ガス消火設備ですね。
1:03:56	こちらから自動的な炭酸ガス貯槽内に吹き込むと、というような構成になってございます。
1:04:03	一方で
1:04:05	セルの中にも水噴霧消火設備が設けられてございまして、
1:04:09	こちらはセルの換気系の方でもやはり同じような温度警報装置がついてございましてこの温度で警報を受けた際に、運転員が指導で、水噴霧消火設備を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:21	起用するといったようなことができるようになってございます。
1:04:27	その他載せ特徴は基本的に水溶液は同じということでございます。花園可燃物扱う、それにつきましてはセル内での火災を検知消火ができるような、
1:04:40	設備構成が、
1:04:42	後、
1:04:44	いうことでございます。
1:04:46	本部の方がおまして、7ページ下でございます。そういったセルとして具体例としてございあげてございますが分離精製工場。
1:04:57	につきましてもその抽出操作のために溶媒を使うといった整備いたしまして先ほど図で示したような対策をとって、
1:05:08	ただし、8ページの第一段落した部分に書いてございますが、
1:05:14	もう廃止措置に移行いたしましてこの分離精製工場ではそういった溶媒を使った操作というのが、もうやらない不要であると。
1:05:23	いったことで分離精製工場の中に溶媒というものはもうすでに取り出して存在しないという状況でございます。ただし今のところ、
1:05:32	こういった設備はこれまで通り時間をしている状況でございます。一方、分離精製工場以外、溶媒を扱っている施設につきましては
1:05:44	貯蔵してそういった廃溶媒を処理して、安定化最終的に野地さんにつきましては分離した後焼却処理、TBPにつきましては、を分離して
1:05:57	固体で回収するものは固体の廃棄物にして
1:06:01	処分するというプロセスになるんですがそれができるようになるまで、1項行った施設の中で貯蔵中で保管していることから先ほど申し上げましたような、
1:06:12	対策というものを講じているということでワークダウンではこういった対策がきちんと動作する環境にあって、維持されているか、場所、場所はちゃんとどこにあるかというのを把握して全員が対応できるようになっているかと。
1:06:28	そういったところを確認してございます。
1:06:31	8ページの真ん中した後、下の段落、
1:06:37	こちら結城ほか以外の可燃物はないのかということですが、答えではございまして、例えばやはりポリエチレンとか使って、運転の際に使用した場合、ポリエチレンとプラスチック類ですとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:51	あと (2) はアスファルト固化体、プラスチックを買ったりといったものも作ってございましてこちらも成分上はクノ可燃性があるといったことで、それぞれ
1:07:02	適切な配置、火災防止が取れるような対策を持った施設部分に貯蔵していると。
1:07:10	いったところでございます。
1:07:13	何かを、
1:07:16	高放射性固体廃棄物ちょっとここを、
1:07:20	明日WS、我々はその活動をしてございしますが、そういったところに
1:07:26	分析ハイジャックといたしまして分析ふ工程での溶液の分析を取るそういう今保理事容器を使って、それを使い終わったら捨てるというか廃棄すると。
1:07:37	こういうものでこういったポリエチレンの容器等をパックの廃棄物を溜めているセルがございしますがこういったところにも温度検知装置を設置して、セル内の感知が可能になってございます。
1:07:49	感知した場合につきましてセル内に散水できるような設備を設けてございますので、首藤でございますがそういった設備について内部の消火が可能な体制を整えていると。
1:08:01	いったところでございます。
1:08:04	あとは
1:08:07	金属火災という観点では使用済燃料を軽水炉の燃料ですと被覆管まじる。
1:08:16	ジルカロイできてございましたモジュールからよく言われ、知られていますよね微粉上にすると反応性が高くなると。
1:08:22	そういったことございまして再処理の際には
1:08:25	使用済み燃料を溶解する際に今、
1:08:28	燃料方に3センチ程度の長さに切って、溶け上がったこういった被覆管を当直をしているといった場所がございまして、そういったところにはジルカロイによる皮膚、微粉
1:08:41	による火災防止のために金属容器の中にそういったジルカロイ分をジルカロイをセンターへ充填してさらに水を充填して封入する。
1:08:52	さらにその容器を水の中で水没させて保管していると、そういったような対策をとってございます。
1:09:00	次にアスファルト固化体につきましては、二つの施設で貯蔵してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:07	こちらはセル内に分布型の感知器を設置いたしまして、9 ページでございますが、
1:09:14	ハンケイダクトを、
1:09:16	これも温度警報装置を設置いたしまして、セル内の火災の感知を可能とさせていただきます。また火災感知された場合に水噴霧消火設備が設けられてございましてそういったもので消火がこうですと。
1:09:30	というような構造になっていたということでございます。
1:09:34	こういった可燃物 20 日を帰せるに設置された河西伊井菅千野大槻ですね。
1:09:40	そういったものからの信号というのは夜間休日を含めて常時運転員が駐在する制御室へ監視でございます。
1:09:48	警報発報時には受注している運転員が速やかに初期消火の対応を保安体制としているといったことでございます。
1:09:56	こういった知らない防護対象のプラントプランの結果については整理表ということで共済に示してございます。
1:10:11	交換の方は、
1:10:13	20 ページからございましてこの
1:10:16	表の見方でございますが、
1:10:19	左半分は左から施設統合対象を、
1:10:26	防護対象での放出を防止する、放射性物質が閉じ込められている設備が記載されてございます。その次にそういった設備を、
1:10:38	内部に設置しているセル部屋の情報場所の情報が入ってございます。そこから右側がもう浅い防護対策に関わる所を特徴ということでございませぬ。まず人達という項目がございましてこれは
1:10:53	人が立ち入る可能性があるかと可燃物を持ち込む可能性がございまして、こういった項目として1 立ち入りがあるか、亀岡どうかと。
1:11:03	いった項目、次にセル内装の設置機器ということで、防護対象のその物を貯蔵用給付セル内に同じように配置された機器、配管やセルの内装です。
1:11:17	そういったもの2 可燃性材料が用いられてるかというといったものを記載、まとめて記載してございます。
1:11:24	次は可燃物の取り扱いということで、先ほど申し上げました溶媒ですか、可燃性の固体廃棄物といったものを取り扱うか否かということでまとめてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:35	最後は電気品は、あと意見ということで、発表元となる電気機器、ケーブル等を抜き出して設置されているかどうかと。
1:11:44	そういったものを確認していると、ということです。ここプラントワークダウンではこれらも四つの項目のうち一つでも、周りというものがあれば右側の火災感知の方法や、
1:11:57	初期消火の方法は適切に講じられているかといったものを確認してございます。以上まとめた結果から、
1:12:05	基本的にはセルにつきましては可燃物がないか、もしくは可燃物がある場合に適切に検知消火ができる設備があるということを確認いたしてございます。
1:12:18	続きましてその第1の観点に基づく二つ目今度する場合ですね、人が立ち入りが可能な普通の部屋にそういった防護対象が置かれているという環境でございます。
1:12:30	こちらにつきましては、
1:12:32	基本的には多くのものは金属製の容器等によって貯蔵されてございますので、
1:12:40	火災等への影響は非常に受けにくい。
1:12:44	ただ、一部にはFRPでできた結城ですとか、そのアクリルパネルを用いてくるボックス等がございまして、そういったところにつきましてもうきちんと火災の感知消火ができるかと。
1:12:57	どう確認してございます。
1:13:08	9ページ下から10ページ上にかけてですが、可燃性の物質そのものを使うものにつきましては当然特別な対策として水噴霧消火設備がついていたりと。
1:13:21	炭酸ガス消火設備がついていたりと。
1:13:24	そういったところも含めて確認していると、いうこと。
1:13:29	同じように10ページの二つ目のパラグラフですが、こういった火災感知からの信号の取り扱いは同じように夜間休日を含めて常時運転員が駐在する、
1:13:41	制御室で監視することができるというところを発報時には常駐してる運転員が速やかに初期消火の体制、縮小を行う体制としているといったところを確認してございます。
1:13:54	二つ目のパラグラフでセル以外でちょっとやや特殊な設備というものが東海再処理工場にございますそれがここではライニング貯槽とってございます。こちらの特徴同じセルと同じように117で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:07	説明してございます。はい。46 ページ。
1:14:14	ジェイスはもうライニング貯槽とは何かというと、コンクリート躯体の中、コンクリート造の建屋の中に、
1:14:25	桂へともう部屋、
1:14:27	ステンレスのライニングを張りつけるそのものを貯蔵プールのような状態ですね、にしてしまうと、そういったものでございます。
1:14:36	こちらにつきましても基本的に
1:14:39	非常に分厚いコンクリートこれは遮へいだけではなくて耐圧性も考えないといけないので、40センチから120センチぐらいの厚さのコンクリートってきた部屋でございますが、
1:14:51	水が水といいますか放射性物質を含む廃液を貯蔵する部分につきまして壁、床壁にステンレスこうラインを施工していると。
1:15:02	いうところ、あと乗務員につきましては
1:15:06	目視等の仕上げによって水がしみ込まないような構造にしてございます。
1:15:11	こういったものを、がございまして、同じように人が入ることができない、セルではないんですか人は入るようなことができない。
1:15:20	ものになってございまして、当然、内部に電気機器等は設置していないと、そういった構造になってございます。こういったライニング貯槽というのが一部ございまして、
1:15:32	こういった貯槽につきまして水溶液を保管しておりまして内部に可燃物がございませぬので、火災感知設備は消火設備は設けていないといったところでございます。
1:15:44	セルバへのプラントウォークダウンの結果はセイヒョー4ということで、
1:15:57	25 ページ、25 ページに記載してございます。こちらの表の立て付けも先ほどの表と同じですが、人の立ち入りから右若干
1:16:09	変わってございまして人達は先ほどと同じでございます人の立ち入る場合は可燃物の可能性があるかと。
1:16:16	防護対象の材質、こちらも防護対象に可燃性材質が使われているかどうかという確認をしてございます。
1:16:24	周囲の可燃物の状況ということで、対象の周囲において、方法対象の静的閉じ込め機能に与え、影響を与えるほどの火災の延焼を生じる可燃物の有無といったことで具体的に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:36	建屋の中ですので、主に燃えやすいものとして設備、内装設備ですか、その他、廃棄物で可燃性のもの、そういったものがあるかないと、同じ部屋に入ってる、置いてあるかどうかというのを図にさせていただきます。最後は電気機器のは、
1:16:52	当然 8 ヶ月になるかどうか、これらのうち一つでもあるという場合は、同じように右側の火災感知器がきちんと設置されて消火設備があるかといったようなまとめ方をさせていただきます。
1:17:07	震災後は (2) ということで、ラインのパンテンに基づく
1:17:12	ウォークダウンの結果でございます。
1:17:15	こちらは
1:17:19	管理区域において、仮保管されている、しかかり品、これは先ほども説明いたしました廃棄施設ですね、そちらに搬出するまで現場的に一時的に保管している。
1:17:31	汚染の可能性のある先生は言ってますんで、結構現場の作業で使用した上末岡ビルになるのかな。
1:17:38	そうです。こういったものにつきましては、どこに保管するかというものを再処理施設の保安規定に定めてございます。その中で他の形態につきましても、
1:17:49	規定してございまして金属製の要素を納めて、或いは不燃シートによる養生を行うなど、火災に対して配慮した管理を行うことが求めているといったところでございます。
1:18:04	同じように少量危険物と指定可燃物につきましても、金属製の貯槽ですとか容器内に適切に管理するといったところ、消防法上、危険物に該当しないとされているものの、少量未満の危険物についても、
1:18:20	同じように保管場所を決めて金属製の棚等できっちり管理しているかといったものを確認してございます。
1:18:30	といった箇所は非常に場所的には多くて、400 ヶ所かなり大分
1:18:36	指名。
1:18:37	そういったものを兵庫ということで、同じように、
1:18:43	表の形でまとめて、
1:18:46	行ったところでございます。
1:18:52	A、
1:18:54	これまでの分他の設備できっちり貯蔵保管している場所についてはもう、火災防護の 3 点以上を十分であろうと思う。大倉の結果判断してございますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:06	こちらの現場におけるしかり品等については幾つか改善した方がいいかなというような、いいだろうというところを大蔵棟の気づき事項として11ページの下三つほど挙げてございます。
1:19:19	一つは火災元の排除という考え方として廃止措置になったために、以前ほどのしかり品が出なくなったために使用予定を使用していないような置き場というものが散在されたということで、
1:19:35	こういった部分につきましては、撤去をしてが集約するのがよかろうと考えてございます。
1:19:43	二つ目といたしましてはより確実に火災感知できるようにするというところで、
1:19:49	こちらの例えば分離精製工場のクレーンホールという場所に石狩品が置き場が設定されてございますが、
1:19:57	こちらは上部に上部地殻に火災感知器がなくて、一番近いところの火災感知器まで距離が長いといったところからそういった仕掛け品置き場については、
1:20:11	火災感知器の勤務を移動するか或いは撤去を行うのが急であるということ。
1:20:18	たくさんの分析上の廊下に少量未満危険物という、こういうことで保管されていたものがこのちょっとあの狭い廊下には、火災感知器じゃなくて火災を感知するには隣の部屋、
1:20:31	火災感知器に頼らざるをえないということで、こちらについても速やかに感知できるよう、この部屋には置かないようにするという、そういったことを考えてございます。
1:20:40	三つ目といたしまして初期消火の確実性の向上ということで、
1:20:46	一部現場につきましては、
1:20:49	例えば廃棄物処理場というのが書いてございますが、四方委員にアクセスする際に、階段がなくてウエノ会員の床H a t c hから、橋をトラックを使って抹消をする。
1:21:01	必要があるような場所がございました。そういった場所で万が一火災が発生した場合の煙達で、上の階からアクセスがなかなか難しいんじゃないかということで初期消火が遅れる可能性があったと言う事ですので、
1:21:15	今現状もそういった場所には可燃物危険物とか置いてはいないものを、貴族として明確に、こういった保管を禁止するといったところを考えてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:27	西郷です。まとめでございます。今回P L A N T宇田を行いまして、放射性物質その他の施設において放射性物質を保安している設備に対して、
1:21:39	既設の消火設備等に火災防護対策がリスクに応じた対策として適切になさされていて、有意な放射性物質をホシさせることはないだろうということを確認してございます。
1:21:52	一方長期にわたって現場の活動を継続するということからも浅見区域内の作業環境により受ける火災防護の状態が重要であるとの観点から、
1:22:04	確認対象幅広にいたしまして、管理区域内のしかかり日野飯野葛西元となる資格管理侵入危険物等の状況を確認してございます。
1:22:15	そちらにつきましても保安規定、消防法に従って適切に管理された状態ではあることを確認してございますが先ほど幾つか挙げたような改善点が見つかったということでございます。
1:22:29	対象のことから、現在、相談施設に設置されている消防設備というのは今後、火災防護上を維持をしていくことが妥当であろうということで、
1:22:41	これらの既設の所、消防設備水道医師。そして、
1:22:46	今後廃止措置計画の変更認可の申請を行っていきたいと考えているといったところでございます。
1:22:53	保科奥野様、説明の方。
1:22:58	規制庁の大島でございます。ご説明の方ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、規制庁からコメント意見等、確認事項ありましたらお願いいたします。
1:23:14	火災対策室ニシノです。はい。
1:23:18	用語の方の確認なのですが、
1:23:20	通しの3ページ、
1:23:28	この上から3行目に、防消火設備というのがあるんですが、これは具体的にどのせ、こういった設備のことを言って、
1:23:39	防火設備とちょっと消火設備というイメージを合わせて、ちょっと規制要望をまとめてしまっているんですが要は火災防止する設備と消火のための設備ということで、
1:23:52	基本的に感知する設備と初期消火をする設備とさしてございます。
1:24:04	感知する設備というのはこういったものが、
1:24:08	今、幾つか出てきてるんですが、はい。はい。まず、商法に基づき設置されているものというのは、自動火災警報装置ということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:18	いもがございます。あとは消防法上設置される消防法上の要件ではなくて、炉規法の要件から設けたものとしたしまして先ほど
1:24:29	種村選出されている。
1:24:33	整理、説明に出てきました。
1:24:38	温度警報、温度記録上限緊急操作装置、あと温度警報装置、こちらの熱電対を使って温度を連続的にモニタリングして、
1:24:50	設定時で警報を出したり、消火設備を自動起動したりするという設備でございますが、こちらの消防法ではなくて、炉規法に基づいて設置している火災感知の説明があります。
1:25:01	消火設備の方。
1:25:04	評価設備につきましてはその地形のここでセルで書いてございます水噴霧消火設備ですとか炭酸ガス消火設備こちらの
1:25:13	消防設備としてきちんと届け出ている設備になります。一方で
1:25:23	可搬型として
1:25:27	申します。
1:25:30	今日高放射性廃液、高放射性固体だけじゃ、工場で、
1:25:38	廃材部等保管しているセル通しの8ページ。
1:25:46	通しの8ページの
1:25:48	下から二つ目のパターンで、こういった分析はジャグを保管しているセルにつきましては消火設備としてセル内散水装置ですとか、
1:26:00	消火事務というものを設けてございますこれは自主でございます。
1:26:07	具体的にイメージとしてはそのセル内に、屋外消火栓等からのコースで水をつないでくるセルの中に、遠隔でノズルをつけて遠隔で散水するような、そういったものを自主でつけて、
1:26:25	はい、いや、載せるとありまして、その上にその散水をなぞると。
1:26:31	ソースをつなぐ治具が追加して、そこに火災が起きた時に屋外消火栓から修正としてホースをつないで、
1:26:40	水を注入する、これはあの時は形ですので自主、
1:26:49	僕、100%業ではないですか。そっから三浦にまあいいや、穴が開いているから、そっから見られるんです。
1:27:04	監視系の我々の社会で言ったら、減損に近いようなイメージ。
1:27:10	ば消火設備用に加工されたと思っております。
1:27:20	なし。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:35	自動火災報知設備についてなんですが、これというのは建物、幾つも建物あるんですが、先ほど 23 節 13、これ全部についてるわけではないです。全部についてます基本的にはすべてについてます。
1:27:49	受信機の方はどうなってます。受信機はそれぞれ、施設ごとによって微妙にこの差異はあるんですけども、基本的には一つの建屋が一つの施設でそこで完結したまず、
1:28:00	自火報設備があってそこからの信号を、
1:28:05	受けて信号を飛ばして、その常時人が整理詰めている制御室とかに、監視盤をさらに置いてあったりします。
1:28:14	お手元建物ごとに受信機があってそこから信号を常時人が居る新規 2 億、代表一括で送ってると。
1:28:24	いうことでよかったんですね。
1:28:27	はい。
1:28:30	白土先ほどの炉規法上付けてるそれに関しても、常時人がいる場所に警報が行くようにはなってるんですか。それ大分何ヶ所もあるんですかそのそういう場所ってというのは、
1:28:43	箇所的にはこのリストで示してございます。はい。
1:28:50	表 3 で葛西監事の方法という項目がございますがここで、例えば i f 温度警報装置括弧 F D P とか書いてある、こういったもの、
1:29:02	ですね、あと温度上限注意報とか、そういったものは温度計ですので、
1:29:11	プロセスの制御盤立場の中に、同じように
1:29:18	その F D P の温度とか、
1:29:22	警報、警報ランプとか警報ブザー、そういったものについてはすぐ特定、それはもう、
1:29:32	プラントですと制御盤にプラントの系統図、系統のようなものがシャンプワーキングであるという、そういったイメージなんですそのどこ。
1:29:42	この警報装置がついて、それが今何度であるとか、或いは警報が鳴ったらランプがついて推進したとか、そういったことができるような設備になっていますので、大体はそういったところ、
1:29:57	一部発電については専用盤といったものでそこをどう見るようになって、
1:30:08	佐藤水噴霧消火設備についてなんですが、これってのは手動、自動指導です。首藤先ほどの説明なんか温度センサーと反応してもあればまた別の、一番は

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:24	私の方でもって主任、42 ページの
1:30:28	除草の中に吹き込む炭酸ガス消火設備、こちらは自動になってます。わかりました。
1:30:46	ページ飛びました。42 ページになります。
1:30:56	こちらの感知と消火方法は2種類ありまして、セルの中、木野中出様相田笠井にある場合は、温度き記録上限緊急操作装置で感知すると自動的に左側の炭酸ば消火設備が起動して、
1:31:13	貯槽内に炭酸ガスを噴出させて消火させることで、はい。すいません、お願いします。上については政府の消火設備につきましては水噴霧消火設備ですね、こちらの
1:31:25	起動操作で、例えばセルの中の火災ですと右上に、温度警報装置という書いてございますが、こちらで運転員が警報を監視して
1:31:38	手動で必要に応じて水噴霧消火設備を起動する。
1:31:42	もちろんそういったマニュアルでワンクッション置いてますよ。一つ誤作動すると、ちょっとあの中に水を入れてしまって、放射線
1:31:52	管理区域ですので見ズーがむやみに廃液になってしまったり、民主的な影響が出るというのを考慮して自動になっていく。
1:32:06	自動や手動でやってます。
1:32:13	研修機構の都築です。当社ページの22 ページ等に、
1:32:19	首藤とか児童とか一応括弧書きで指導方法については記載してございます。
1:32:31	この両方とも消防工場で求められているものと、求められているものではないんですが付けた時に当然あの所消防設備として届け出してちゃんと資格を持った人間が設計していると。
1:32:45	いや、いやしょうがないけどってことです。
1:32:51	はい。北条。はい。
1:32:53	長補助の義務はない。はい。了解です。
1:33:11	はい、現状私の方からは以上です。
1:33:18	はい。まず、専門技術について、
1:33:34	当グループについては、消火設備でございます。
1:33:50	それ以外の施設についても、そのような方法品ということで、それ以下によろしいでしょうか、お話です。ご認識の通りですから、スパナです。
1:34:05	衛藤先ほどのニシノ質問と同じ、日野さんに三、四十、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:12	このんですけど、
1:34:16	広井は、この自火報の代わりの所、日本の記録を青色警報装置、
1:34:31	これはそもそも施設ということで、随分消火設備と炭酸ガスは、消防工場のという位置付けであったんで、専門施設ではなかったのが、
1:34:46	訪問性ですね。
1:34:48	あれというそういう理解でよろしいでしょうか。
1:34:52	中小規模の場合その通りでございます。
1:34:57	ちなみにですね、
1:35:01	グラム消火設備とか炭酸ガスっていうのは、
1:35:06	先ほど斉藤からもありましたけど、消防法上ではなくて、自主設置の可能性が高いのかなという気がするんですけども、そういった場合でも消防法上の点検とか、
1:35:18	日付、
1:35:22	清野木施設からは外していたというそういう認識でよろしいですか。
1:35:26	はい。おっしゃる通り、これはこれまで2個水の消火設備の炭酸ガス消火設備いわゆる所、消防法上の消火設備ということで設計して設置しているものですのでこれまで障防法に求められる検査、そういったものを、
1:35:42	を対象として対応しております。
1:35:46	松江対策スタッフ。
1:35:48	そうしますと検査というところが出たんですけどそうしますと、地元の商品分析東京が来て検査をしている。
1:35:57	原子炉機構の子会社その通りでございます。しました。
1:36:03	続きまして、西田の4ページのところで、
1:36:13	で、
1:36:17	ファンランもですね、
1:36:21	放射線の必要放射性物質を扱う25施設、ナカノ先生工場です。
1:36:36	については
1:36:41	やはり一つに、こういった後は、
1:36:47	そういう話はないということが書いてあるんですけども、逆に言いますと、先ほどの説明の中では、今年度中に工程新城が完了する予定だということをおっしゃったような気がするけど、それまでの期間は、リスクはあるという、そういう認識でよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:05	はい。院長そうナカバヤシです。はい。はいそれはここで考えているリスクという観点ではおっしゃる通りで、工程洗浄を行うことによってリスクのもとにある放射性物質を施設内、
1:37:21	から取り出すということでございます。
1:37:24	一番ですね。ちなみにこの報でじゃん上において、使用される危険物に該当する機器ってのはあるのでしょうか。
1:37:39	原子力機構の杉です。硝酸等を用いるので、危険物というか溶媒等なもののもちもちません。
1:37:49	現象競売す。そういう意味で化学的な毒性ですとか、危険物というものを用品ますが、いわゆる葉っぱ性ですか爆発性そういったような物質は使わない操作になります。
1:38:01	硝酸で使ってんじゃない阿蘇山使ってまして、消防法上の危険物に該当する可能性あるんじゃないかなかったです。
1:38:09	古いんで、はい。
1:38:19	いている御説明等、私がしてきたことで十分じゃないっていう、申し訳ございません。勝算は図示をいたします。そういう意味で他の消防法上の危険物とか、
1:38:29	あたりするんですかって話を今タナベからお伺いしてるはずなんですけども、そこをちゃんと確認してもらっていいですか。まずそこが話しちゃ確認してもらわなければ、火災対策とか、消防の、
1:38:42	消防っていうか要望、防火対策、火災防護対策も、斟酌できてるか、確認できない。
1:38:48	はい。技術評価して了解いたしました確認し、再度確認させていただきます。
1:38:55	引き続き続けます。
1:38:58	今のところですね、文章でいきますと、
1:39:05	納税し、分離精製工場で最初に運転時に使用していた有機溶媒、
1:39:13	品サンプリングシート何故かそも弱い、ちょっとあるんですが、これは廃止措置に行つての移行によって使用しなくなったことからとります。廃止措置によって、移行の移行によって使用しないっていうのは、
1:39:28	今年度とっている構成線量の中では、これを使うという
1:39:34	そういう認識それとも廃止措置はもう廃止措置自体を、
1:39:39	この状態にはなつてるっていうことか。違いますよね、工程洗浄が終わつてから開始以降というそういう認識でよろしいですか。原子力機構、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	中林です。工程洗浄の前に、すでにもう廃止措置の認可はいただいております、
1:39:55	そこはいわゆる我々の施設の場合は所、条件つきといったような形になってまして、そういった再処理工程に回収可能核燃料物質がある特別な状態であるというようなことを
1:40:11	をし、そういうことになってございます。一方でその工程洗浄、当初廃止措置になった時にそういった回収可能核燃料物質がまだ工程内に存在しているということで、
1:40:25	ただ、こういった方法で取り出すかというものまでは具体的に決まっていなかった。
1:40:29	そのオプションの中には当然その回収可能核燃料物質をもう一度溶媒抽出をかけて、ウランプルトニウムを抽出して取り出すというオプションもあったんですが、
1:40:40	今我々の方でやっている工程洗浄、もうすでに申請して計画、申請して認可いただいておりますがその中でそういったもオプションをすべてもう単純にそういったものを
1:40:53	は溶媒を使った抽出はやらずに、うん。そのまま高放射性廃液貯蔵場等に払い出すと。
1:41:00	いうことにつきましては、説明聞きますと、現段階ではもうこの減算、Dは使わない。はい。
1:41:16	はい。
1:41:18	ですので、理解しました。
1:41:25	ところです。
1:41:28	同じ段落の、なんですけれども、
1:41:33	五味先生工場には復元の真髓燃料集合体が推進されているという件についてですけど、これらの燃料はすでに十分な期間冷却されて、東京、公開液位実現している。
1:41:49	具体的に、どのようにリスクが低減して、どのくらいの危険性を定量的にご説明いただけますでしょうか。
1:42:02	出向ナカバヤシです。こちらの方はもう過去にもう
1:42:08	使用済み燃料プールで貯蔵されているとリスクが高いというのはもう発電所でも重々ご指摘されている内容で我々の方でもそういった面について評価等これまで規制委員会等にご説明してございましてそういった定量的評価、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:23	もうお示しでございます。若干口頭補足させていただきますと、現在持っております使用済み燃料というのが崩壊熱というのが大体
1:42:38	はい。
1:42:39	1体当たり110ワット程度しかない状態でございますがこの状態でプールの水の冷却を止めてそのまま整地したとしても、
1:42:49	沸騰、今水が沸騰し、急激に沸騰したり、いや急激に水が蒸発しなくなると、いうことはなくて大体70度ぐらいで平衡温度に達するだろうと。
1:43:02	というような評価をお示しでございます。もちろんそういったときに、被覆管の土偶。
1:43:08	十分、いう点と、損傷が起きるような、温度よりは十分低いといったところは確認してございます。
1:43:17	何かおっしゃいましたけど、何かこれ、
1:43:25	チェックが原子炉機構のスペース265体、はい。
1:43:33	奥津です。この件については理解しました。続きまして、8ページのですね一番最後の段落のところなんですけれども、
1:43:48	先行4セットを除く1、
1:43:56	高放射性液体廃棄物の処理を今後、長期にわたって継続するという施設。
1:44:04	いうふうに建築しております。
1:44:05	これらの施設が下の廃液が高放射性廃液、放射エネルギー、放射濃度の廃液であり、あるんですが、事業継続の基準で説明いただきます。
1:44:21	注射食う米目印8番、ございます。
1:44:29	こちらのを比較している高放射性配布っていう放射性廃液貯蔵場で貯蔵室高放射性廃棄物というものを、
1:44:39	例えば崩壊熱放射能濃度でございますが、2ページの注釈の方に記載してございます。
1:44:48	こちら放射能濃度 9.4×10^{-15} 条、リューベ立方メートル。
1:44:56	崩壊熱は、やはり立方メートル当たり1キロワットをてるものです。
1:45:01	一方でこういったその他の施設で扱う低放射性廃液の放射能濃度たんとバックっていうのを1010ベクレルです。ですので、廃溶媒にたった3不武田で低いということで、
1:45:15	放射性廃液で比較すると10万分の1以下の放射能濃度になるということでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:24	発熱密度につきましても基本的にはその放射能を濃度に比例いたしますので先ほど申し上げました、
1:45:32	高放射性廃液の場合は約 1 キロワットを立米でございますのでこれの 10 万分の 1 ということで非常に低い発熱量しか持っていないところをこの注射クリタ注釈。
1:45:46	8 のほうに記載してあります。
1:45:50	すいません。
1:46:02	今の点については理解しました。ありがとうございます。
1:46:07	衛藤さんの方には、
1:46:13	わからないんですが、
1:46:16	落とさます。
1:46:18	その中で、危険物ですね、勉強します。
1:46:25	それだけそういう整理をされています。
1:46:44	出向ナカバヤシですけども、この表の中では各防護対象ごとにちょっと散らばっていてわかりにくいんですが我々の医療側面採取研究所の方では当然消防脳管理ということでこういった施設、こういった施設にこういった危険物が、
1:47:04	あるかというのを毎年棚卸しでリストを作って、まとめているというものがございます。
1:47:13	対策。
1:47:16	そうですね
1:47:18	その可能性から考えると、県でも
1:47:22	できない場合もあるので、その辺についてですねオカノでしたら、どのフェア、土囊。
1:47:31	エリアにそういうものが取りやすいこの前おっしゃった
1:47:39	原子力機構の小林です。了解いたしました。
1:47:52	等、
1:47:59	レイビがなく水噴霧消火設備がついてるな。
1:48:05	差異があったとして、作動作動というか、出してですね水を出して、火災の状況ってどのように把握するようになってますか
1:48:16	消えてるか。
1:48:17	詰所、
1:48:19	情報に対してどう説明するかどうか、ちょっとナカバヤシです。その点に関しまして 42 ページにあります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:29	温度警報装置ですとか温度記録上元気操作装置というものは常時温度をはかってございますのでこの温度のトレンドを見ながらセル内で火災が継続しているかどうかという判断ができると考えてございます。
1:48:47	火災対策室のタカハシでトレンド機能があるってことですね。
1:48:51	はい、わかりました。
1:48:52	私から以上です。
1:48:57	自分が、どうぞ。はい。
1:49:03	常時運転の方、何人ほどおられるんです。
1:49:09	輸送の場合すいません、トーカイの方で主工場の制御室とその制御室に大体常時何名おられる。
1:49:20	いや、その1わかってる方あれば答えていただきたいんですけども。
1:49:36	すいません。はい。元書記公営施設管理部の久野です。中央制御室当直長当直長補佐とで大体7名程度だというふうに理解いただければと思います。以上です。
1:49:50	IK7。
1:49:52	入っていない、そうって、最低7でございましてあともう1ヶ所にe f fって廃棄物処理場というところにも、常時、人が集めていく制御室がありまして、そちらにも、
1:50:05	複数名いるんですけどちょっとすいません即答できない。
1:50:11	ですね申し訳ございません。当会ですが、
1:50:16	廃棄物処理場にも20時間半交代で長谷3名おります。
1:50:25	はい。
1:50:26	了解しました。
1:50:55	火災対策室ニシノです。当時の7ページお願いします。
1:51:08	上から必須6行目に、
1:51:13	とかが気になるんですが、消防法上の届け出の対象となる勝利を見物未満ってどういったものなんですか。
1:51:34	現職方ナカバヤシですこちらの方少量危険物IIレスト消防庁の届け出が確が行ったと思いますけどそれよりさらに少ない量の危険物ということで、我々の方では少量未満危険物と称してますが、そうですねはいそういったものを
1:51:51	先ほど申しました研究所の内部の安全管理体制上リストを作って管理している現場管理をしていると、そういう物未満の危険物のはわかります。あと、届け出の対象となるってのはどういったものなのかなと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	まして、すいません、ちょっと現職は届け出の対象となるというのは、 ショオロ
1:52:11	未満危険物のところにかかってまして、それより未満であると。
1:52:17	少量危険物研修期間ですけど、少量危険物にその届け出はかかってて、 鳥居未満の危険物。
1:52:29	値を、
1:52:34	兵庫まで少量危険物なります。
1:52:41	方は、ここで1回切れるんですか。
1:52:45	理解しましたね。よりも少ないと書かなきゃいけない。
1:53:03	先ほどちょっとお願いしましたその危険図のどこの施設ぐらいあって、 お願いした件で、指定替え物という感じでしたので、それも合わせてい ただきます。
1:53:24	金助教挨拶了解いたしました。
1:53:34	それをもう1個だけ、20と次の28ページお願いします。
1:53:48	この表の中にすいませんさっき自分説明の方、木下すいません。
1:53:52	消火設備のその他の中で紹介を悪くて、これ何のことでした。
1:54:00	はい。原子力機構の鈴木ですね。これはもう、
1:54:03	椎葉文士分析上のグローブボックスにつけてるバルブだとバルブひねっ てですね、そのボックス内に水が流れ、W I S Eな流れと消火用のバル ブがついてるっていう。
1:54:15	ということです。
1:54:17	設置してありまして、1人がバルブを操作すると、ボックス内に水な、 急供給されて、消化ができる。
1:54:25	嘘ついたのが、作りっていうかパイプが設けてある。
1:54:29	そういう意味です。
1:54:40	はい。私の方からは以上です。
1:54:51	これはもういい。
1:54:56	あと火災対策室長の齋藤です。
1:54:59	藤。
1:55:00	今日の話で、いろいろお話を伺ったんですけども、一番よくわからな いのが、
1:55:07	火災を生じたと、火災や、基本的には火災の中に爆発も入りますんで、 爆破通等が生じた際に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:17	どこのラインで閉じ込め機能を維持するのかという話がよくわかんない んですよね。
1:55:24	今日の話でいくと、小児とか表3とか表4とかで、セルの内外の話って いうのがあったりするんですけれども、やせるで、中で閉じ込め機能を 維持しようとしているのかとか、
1:55:38	セルの外の場合は、建物の外で維持し、建物の中で維持しようとしてん のか、何かそういったところがそもそもどこが閉じ込め体になってい て、そのために、このセルはどういう位置付けにあるのかとか、
1:55:56	そういう話をまず整理していただけませんかねそうしないと、そもそ も、もともとその所我々その消防法上で見てるわけではなくって、炉規 法上の観点からも要は施設維持の観点からもともと
1:56:12	放射性物質の、火災になって閉じ込め機能を維持するんですよねという ところの観点から我々は今確認をされていて、今私ども火災対策室の面々 からお話をさせていただいたつもりなんですけれども、そもそも論とし て、
1:56:29	要はた建物、全部で、要は1棟の建物の中だけで全部維持しようとして いるのか、それともその一部については、セルの中で維持しようとして いるのかみたいなですねそもそもその
1:56:43	とじ込め機能の維持の単位がよくわからない。多分それは今話を聞いて ると、いろいろあるんだろうと。
1:56:51	いうふうに思うので、まずそれを整理してもらっていいですか。それが わからないと、この情報情報、いろいろ整理してもらったところの意味 がわからないです。まずそれが第1点です。
1:57:06	次に、
1:57:08	例えば
1:57:13	建物の中で、1棟の建物そのもので、維持します。そこが最終防衛ライ ンですみたいな話になってるんであれば単純ですけども例えばそのセ ルの中で維持することに基本的にはセルの中のものはセルの中で維持し てますとかですね。
1:57:30	そういう話があるのであれば、また、例えば建物ごとの、今も図面示し ていただいていると思うんですけどもその図面の中に、どういう
1:57:40	どこにどういう防護というか閉じ込めの単位があるのかという話をです ね示してそこをちょっと分離していただけませんかねその上で多分この
1:57:51	表2であったり、表3以降下表3以降のこの表がどういう意味を持って くるのかと、いうことが初めて読めるのかなと思うんですよね。まずこ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	こまで大丈夫ですかね。はい。現職の中林です。おっしゃる通りいろいろ防護閉じ込めの候補の境界がどこかというものは、
1:58:10	問われたようなものを扱ってますのでそれぞれいろいろ違うところがありますので、そういったところを整理して、示したいと思います。我々最終的に確認しなきゃいけない、火災という観点で、この施設について確認しなければいけないのは、
1:58:27	放射火災があって放射性物質を閉じると引きませんと、いうことを確認する話ですからね。その次にですね、この表のつくりなんですけどね。
1:58:40	防護対象があります。例えば、何見りゃいいかなあ。じゃあ、例えばですよ。そうだね。量が多いのは、兵庫の方がいいんだっけ。
1:58:54	それ、
1:58:56	例えば兵庫の 29 ページ。
1:59:00	のところとかを見ると、
1:59:03	ここに仕掛け品とか危険物等とか、要は一番最初にこれ他の表だと防護体、防護対象になり得るものはこれですね、言ってますけれどもそれはそもそも、
1:59:15	可燃物なのか、もう、そうでないのか、要は、要は放射性物質として、放射性物質でもあってもここに書いてあるこの一番左のものが、
1:59:28	そもそも一体何だっけって話の位置付けがよくわかんないんだよね。この、ここは兵庫だからこれは単純なんでしょうけども、いやあの表 3 とか表 4 とかね、話の中で、いや要はそもそも周りのものに危険物があってそれで、その対策として、
1:59:45	もともと防護しなきゃいけないとかとじ込み機能を維持しなければいけないものを、
1:59:52	に影響するのか、そもそもがその防護しているものが例えば危険物の溶媒とかに使っていて、そのものが燃えたり爆発したりする危険性が、
2:00:04	あるというのがないのかというのがまずよくわからないと、いうのがまずその話で、部屋の話とかは兵庫だと次部屋になっているし、表、表 4 だから部屋の話だからここはここでいいんだけど、次に、例えば、
2:00:22	表の 3 のところで、人のた金、次、人の立ち入りというのがありますよね。この人の立ち入りっていうのは、今の話を伺っていると、もうそもそも原理的に、
2:00:34	人が中に入れないですという話なのか、それともその鍵をいつも施錠しているんで、基本的には入れないですとかですね、そうしたなんて、な

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	んで人が立ち入ることがないんですかという、そういう話を、パターン分けして少し整理していただきたい。
2:00:53	ですよね。その次に、例えば次、24 ページ、
2:00:58	に、あれか、20 ページとかで、表 3 とかありますよね。そうす。
2:01:05	詳細のところだと人の立ち入りの次に、セルの内装設置機器とか書いてありますけど。うん。不燃材って何のこと言ってますって話がわかんないんですよ。今の話で、例示として出していただいているものは基本的にコンクリートであるとか、
2:01:23	コンクリートにベンディングするとか、ステンレスこうで、ライニングするとかいうふうに、結構そのコンクリートが相当分厚いですと、
2:01:33	いうのはわかるんですけども、不燃材だって、基本的には不燃材っていうのは燃えませんっていうことになってるけれども、それはいつまでもないのかっていう期限が決まっているわけですよ、基本的にはだから 1 時間耐火とか、3 時間実用炉であれば 3 時間耐火とか 1 時間耐火とか言いますけれども、
2:01:51	そこまでは要求しないんですけども、ただ、燃え例えばそのものの例えば一番左側の列のところのものが例えば燃えた爆発したというような話の場合、別に放置しておいたって、火
2:02:08	要は放射性物質が火災によってそういった重ねて飛び地らないというために、ここの部分で、今持ってるんですけどっていうのはもうその部分で守ってるってことさえ説明できればそれで終わりなわけですよ。
2:02:21	そのためにはここのその、
2:02:23	セルの、例えばセルの内装とか設置機器とか、
2:02:27	そういうものの材質がどういうものでどれぐらいその守れるのか要はそ、それから先に、例えばここだと、その右側に感知とか消火の方法って書いてありますけどそういうものに頼らなくたって大丈夫なんですよと言いたいからそういうこと言ってるわけですよ。
2:02:42	そういう話がわからないと。
2:02:45	いうのが、次の話ですね。
2:02:48	で可燃物の取り扱いがあるなしっていうのが、これは多分その左側のところで燃えるものがそもそもあるのか何か例えばもう完全に水しかないとか水に浸かっている、温度も絶対上がることはないから燃えませんっていうんだったら、
2:03:03	そういうことを指してるんだっていうんであればそれはもっと左側の列に持ってって説明。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:08	すべき話なのかなと。で、電気機器等の発火元があるかないかっていうのはこれはあれですよ基本的にはその部屋の他、人の立ち入りがないところで、可燃物が、
2:03:20	もともと守るべき、守るべきものとかその附属品以外のもの以外に、電気系統とかそういったものがあるかないかって話だから本当は電気系統以外のものでもあったらここにあり、入れなきゃいけないわけですけどやその他のものがあるかないかと。
2:03:35	要は陰になりうる可能性があるかないかってことですよね。うん。だから発見がありってなれば基本的な証明であろうと何であろうと、基本的に8ヶ月あると、いうことなんでしょうけれども周りのものが例えば
2:03:51	何だ、今日の説明とかで言うんですよ、40、
2:03:56	1、通しの41ページとかでこう見てここに照明ないんだっていうのはわかっちゃいますけれども、例えば41ページの図面とかで見た場合、照明がもしあったとしてもですね、ここに照明があったとしてもこの中に入っているものが、
2:04:11	もともとその鋼板とかそういったものなんでこういったものが、燃えたところで、内部のものには影響しないってことを多分こういったところで言いたいんでしょっていう。
2:04:22	そういったところがわかるように費のこの項目をきちっと整理してくださいねと。
2:04:29	で、
2:04:31	その上で感知方法なしな、感知方法とか消火方法、初期消火方法の話がなしにして書いてあるわけですけども、要はこれがなくなると、守れてるんですってことを備考のところにちゃんと書いてくれないと、わかんないよねっていう、要は
2:04:46	それぞれの対応をしなければ、実用炉のようにそれぞれのその深層防護の対応しなければいけないってこう言うつもりはないです。ただそれの、
2:04:57	我々の理解としてはですね、そういう発生防止であるとか、感知消火であるとか、影響軽減であるみたいなところをうまく使って、とじ込み機能維持できているんですっていうのをきちっとこの表で少なくとも、
2:05:12	整理して欲しいんですよ。その前提として、どこの単位でまず閉じ込めているんだと、いう話がわからないと。
2:05:21	よくわかりませんとしか言いようがない。
2:05:24	いうことになるわけです。まずここまでわかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:27	求職票の小林、我々の方、すいません資料立て次のお米をお付けします いただきましたご指摘事項に基づきまして、
2:05:38	改善していきたいと思います。材料はあると思うんですよ。だからその 材料をうまくこの表の中に入れて、こういうこの場所はこういうこと だから、
2:05:48	できて、閉じ込み機能は火災が発生したとしても維持できてるんですつ てことを、説明を1ヶ所1ヶ所もしていくのが基本的な考え方なんじゃ ないすかね。
2:06:00	です。その次なんですけどね、また最初のところに戻るんですけど、
2:06:10	はい。
2:06:11	要は放射性物質を守るために、特に再処理施設等においてはさっきご説 明でもいただいた通りケミカルプラントの考え方とかいろいろ使って るって話になると、当然溶媒を使ったり、
2:06:28	さっきの長さんの話も確認してますけれども、危険物の話があったりす るわけです。ただ危険物の話で、実際に消防法上の危険物の運用って いうのは、特に一類であるとか、6類であるとか要は酸化性小坂瀬古田井 とか酸化性気体っていうのは、
2:06:46	そのものが、の性状を示さなければ、危険物として扱いにならないわけ です。でも一方で、例えば硝酸なんて危険物でないとは言ったとしたつ て、その化学的性質は一切失われてるわけではないですから、
2:07:02	基本的にはこういった防護の考え方からいけば、硝酸というものが例え ばあるというだけで、基本的にはその火災に対する危険性はケミカル的 な位置付けからあるもんだと。
2:07:16	というようなことを考えた上でこの部分を、もともとその可燃物である とか、危険物を整理してくださいって言ったタナベのと、の話について はしていただきたいんですよそれが、
2:07:27	少量であるか、それ、少量危険物であるか、そそれほどないものかとい うことは基本的にはまず第一段階としては関係ないわけですよ。第二段 階として量があるから、危険性が高いですよとか。
2:07:42	量が少ないからその部分その危険性が少ないけれども、思われた場合を 想定して考えた場合、どっかのどっかのレイアウトなんかの例を組み合 わせることで、火災方法ができるんですっていうそういう話になってな いと。
2:07:58	正直、の説明にならないなど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:02	ということです。だからその放射性物質を閉じ込めるといのはなCで、火災というハザードに対して、どのように、とじ込み火災というハザードがあったと、あったとしても、
2:08:16	維持できるのか、これが基本的な究極の命題なんで、そこに説明できるように、少し例えば日の表の3から表のこの図をうまく改良していただきながらまず考えることであとそのす。トータルとして、
2:08:33	不燃材だからとかいうような話ではなくって、
2:08:37	こういう単位の建物のパターンの場合には、こういう考え方だからできるんだみたいなパターン分けするような形で総論とその結論は、何かいくつかのパターンになって、
2:08:47	それがそれぞれどういう考え方で、何て言うか、今だと不燃材でどうのこうのって書いてあるけどそうじゃないよねっていう、
2:08:55	ていうのが、
2:08:57	設計上の説明のストーリーだと思うんですけども、
2:09:01	ご理解いただけましたかね。
2:09:03	臨床機構の小林です。私の方でも理解いたしましたどういった危険物があるかをきっちり明確に整理すると。
2:09:13	はい。それに基づきまして放射性物質の閉じ込めをどのように実現しているのかというものを、もう総論ではなくて、きちんと確保し、各施設の特徴とかそういったものに基づいて、
2:09:32	整理するといったところをそういったふうに、ちょっと情報の方を追加させていただきたいと思います。
2:09:39	まずここまでが、今まで伺った話のまず大きな話細かい話はもうニシノ、青タナベタカハシから他に聞いた話を踏まえて整理していただければと思います。その上でですね、
2:09:52	これって結構長期間になるっていうようなお話を今伺いましたけれども、特に感知消火の
2:10:03	あれ、不燃材とかは多分経年劣化しないと思ってるんで、いいと思ってるんですけども、感じ償還の部分はあくまでもこれって、そのための設備なんで、
2:10:14	その設備って、基本的には
2:10:18	一定期間経ったら基本的に交換するはずなんですよね。その考え方ってどうなってますかねきょ、もっと言ってしまうと、業界、消防法の中では、定検して使えばいいですよって話になってますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:33	業界団体とか要は製品を供給している団体さんとかは、一定期間過ぎたら交換を推奨しますって文章出されてますよね。うん。そうしたことを踏まえて、同意、今どういうふうな管理されてますかね特に期間が長いので、その分、
2:10:52	確認したいんですけど今お答えできないと思いますんで、またちょっと宿題として持って帰っていただいてご説明ください。
2:11:00	書評ナカバヤシ相補うか、設置されている既設は小感知設備消火設備はご経年化といいますか、そういったものに対してちゃんと保全交換や、
2:11:14	ていうか或いはそういう計画があるかということを示すという理解だと思っています。そういったものについても改めて、ちょっと詳細整理して、調査整理してお示ししたいと思いますが、
2:11:26	どっかの方から何か
2:11:29	今、何か答えられることがあれば、お願いいたします。
2:11:43	はい。ちょっと即答できる状況ではないので、維持管理のお考え方ですか方法それからこれからどう維持管理してくかというところを含めて整理して、お答えできるようにしたいと思います。
2:11:56	すいません原子力機構のナカノです以上です。
2:12:00	ということでは要はあくまでもその設計上の要は、こうした審査の世界で設計上の考え方ですけども、期間が長いというと考えて、もっと言ってしまえば、私の手元にも、
2:12:14	ここ、カクサケンの誤作動の状況とかいろいろ聞いたりしてますんで、そういうことを踏まえればですね、どういうこの
2:12:25	本、結局最後、火災を感知するから消火しますっていう話で多分そこで早く、
2:12:31	消火できるから、対応できるんですという多分そういう人になってくるはずなんで、そこの部分が崩れたら、じゃあ位置できないすよねみたいな話になりますんでちょっとそこの考え方を教えてください。
2:12:46	減少機構ナカバヤシです。その点につきまして整理してご議決をお願いしたいと思います。
2:12:52	あと、今、今ちょっと最後にお話したストーリー的な話として、感知消火を、要は
2:13:04	何だ、建物の外壁とかの話とか、多分窓ガラスとかもあたりするたてもあると思うんで、そうした建物って基本的には多分一定期間内にやらないと、多分そこの部分が維持できなくなるみたいな話が多分あるから多分、感知消火したら直ちに初期消火することに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:24	最終的な防衛ライン時を守るんですという話に多分なると思うんですね。そういった
2:13:31	案じ償還を基本的にするので時自動の消火設備じゃなくて、ここの中には消火器とか消火栓とかを使いますみたいな。
2:13:41	ものが表の中を見るとちらっと見えてあたりするんですね。で、このときに、こういうものが多い場合は、こちらから、後程、
2:13:53	ここの、例えばサンプル的な確認になるかもしれない是正確認するかもしれないかもしれませんが、この場所って、何分できてどれくらいできちっと消化できるんですかみたいなことを伺えることがあると思うんで、そういうストーリーを、
2:14:09	各描かなければいけないような場所についてはですね、
2:14:13	ちょっとそういう時間的なところに、要は最終的な防衛をやるのですね、どう、どういう時間的な対応で守れるのかと、いうことを合わせてですね、考えながらですねこの表、すいませんが作っていただいてもよろしいでしょうか。
2:14:29	はい。技術局名和施設了解いたしました。
2:14:36	多分そうすると、多分、44 ページ以降に多分個票がずーっとついてて、
2:14:45	その場所場所の、
2:14:47	話があって、多分写真とかは多分、それなりのご説明をいただければいけると思っはいるんですけれども、多分この右上のこの表の、
2:14:56	書き方を直接しなきゃいけなくなるかもしれないので、そこはまず自分たちで整理した上で、
2:15:03	どういうふうにするかを、うん。
2:15:07	お任せはいたしますそれですねちょっと1点だけ個別の場所の話をちょっと聞きたいんですねここの、早めの方で45、通しの45ページ2、
2:15:18	ドレカーンの話が入ってるんですよ。どれ間の話で、ここで何を言いたいのかなというところがわからんわけではないんですけども、このどれ間の、
2:15:31	貯槽、今この写真で左上にどれかの貯槽が出てるわけですけども、このどれかの貯槽は、これはいつまで使うよっていうんですか。
2:15:41	途中で多分もうどれか最終的には焼却処分してなくしますって話を言って言われたような気はするんですけども、これ結構長々と使われるんですかね。
2:16:00	いいですよ。何を気にしてるかという、要はこういう、特にドレカーンのような、第4類のもので、溶媒な優良なもの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:10	についてはあのタンクをどういうふうに管理してるのかなあとというのがちょっと気になるのと、あと、多分ここはそう、そういうことは多分ないと思いますけれども、これって
2:16:22	4類なんで、亀井線小計をある程度出すはずなんですよね、可燃性蒸気の評価どうしてんのかなということをちょっと知りたいんですよ。4類の場合は、特に
2:16:34	どれかに限らずですね
2:16:37	府、あれは何だっけ、
2:16:42	要は、引火点が低いようなものについては、例えばここも照明だったりしますよね。だから引火点が低いようなものについて、念のためですけど、防爆対応が必要であるのか必要でないのかっていうのをちょっと確認しておきたい。
2:16:59	ですよ。そこはそういう可燃性蒸気を出すような可燃性蒸気ありうる空間であるのであれば参考のところでもいいです公表のところでも構いませんので、防爆対応が必要なのかどうなのかという評価をですね、ちょっと入れてもらっていいですか。そこは爆破！！
2:17:19	採用の関係でですね、ちょっと知りたいんですね。
2:17:24	わかりました情報、どれか防爆対策ということで情報を追加したいと思います。
2:17:33	方法等でございますが、こちらオオブダウンやったときに確認しております照明等の特殊な防爆の会全体がバックの機器を使用するように消防から指導を受けていて、そういった対策をしているということは確認してございますので、そういった内容も含めて、
2:17:50	シートの方で情報を盛り込みたいと思いますそうですね。特に4類の危険物いわゆるその石油溶媒系のですね、ものについては、
2:17:59	防爆対応しているのかしてないのかしてない場合は必要ないというふうに、どういうふうに判断したかみたいなことは多分お伺いすると思います。今見てる限りは、
2:18:09	若干防爆チックなものが見えるなと思いつつ防爆チックでないものも見えるなというふうに思ってるんで、ちょっとそこら辺の整理をお願いいたします。はい。ちょっと私からは基本的には話の数字。
2:18:22	話だけさせていただいてちょっとそれを見た上で、また
2:18:26	ご確認させていただいた上で火災、火災や爆発に対しての閉じ込め機能をどうやって維持するかというようなところが、最低、どういうふうに

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	考えられているかというのを、また確認させていただきたいと思いま す。私からは以上です。
2:18:41	はい。食堂ナカバヤシです。ありがとうございました。いろいろ有用な ご指摘いただきましたので、それに基づきまして資料の方の情報を追加 したり整理の方進めたいと思います。
2:18:54	規制庁の芝でございます。
2:18:57	そうしましたら資料1の議題については以上にさせていただきまして、
2:19:07	その他として、こう上ったら何かございましたら、お願いいたします。
2:19:16	日証金の仲野ですとこちらからは特にございません。
2:19:22	規制庁の嶋でございます。
2:19:25	あと全体を通して、去年と確認しておきたいことがなければ、終了させ ていただきたいと思いますのですがよろしいですかね。
2:19:36	ですね。
2:19:38	スケジュールの説明をお願いいたします。
2:19:43	はい営業所機構の小橋最後のページの面談スケジュール予定でございま す。
2:19:49	次回はもう1日の日をお願いしたいと考えてございます。6月中に監視 チーム会合が開かれるということで、引き続き監視チーム会合の議題で ありますLWTF時小規模プラント試験、
2:20:04	設工認、そちらの方を申請30日ちり申請いたしますがそちらの方の面 談でのご説明の資料を、
2:20:16	あと本日お持ちいたしました其他施設の火災防護につきましても、い ただいたそのコメントがかなりすいませんさっきにわたりましてちょっ と期間でできるだけ間に合うように清いたしますので、そういった内容 を、
2:20:32	をご報告させていただきたいと思えます。あとはもう、
2:20:35	01施設につきましても、本日は、ちょっと
2:20:41	葛西室の方たとの議論を優先して本日外しましたが、次回性能維持施設 の見直しをすれば継続的に議論をさせていただければと。
2:20:52	を考えてございます。併せて廃止措置の状況といたしまして定例のカラ ス固化処理の進捗等を工程洗浄の報告をさせていただきたいと考えてご ざいます。以上です。
2:21:04	規制庁の大嶋でございます。ただいまのスケジュールに対しまして規制 庁の方から確認しておきたい点がありましたらお願いいたします。
2:21:20	規制庁五島ですが、I措置計画の変更については、予定通り5月11日に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:29	出されるということで付けて間違いないでしょうか。
2:21:35	はい、原子力機構の鹿野です。予定通り、35月31日に発送させていただき予定でございますそれに向けて手続きの方順調に進めております。
2:21:47	規制庁の大島でございます。承知いたしました。
2:21:50	細かさ飯野店についてはちょっと本日ですね、コメント等差し上げたところで少しボリュームがあるのかなと思いますので、次回に
2:22:00	近い設定できるのか、またその次になるのかっていうところはちょっと調整させていただきたいなと思います。
2:22:07	あと最後に、機構の方から何か確認しておきたい点がありましたらお願いいたします。
2:22:16	内野機構の仲野です。特にございません。
2:22:20	規制庁の嶋でございます。ありがとうございます。そうしましたら本日の面談をこれで終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。
2:22:30	ありがとうございました。
2:22:32	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。